

総基電第11号  
平成28年1月20日

各総合通信局長 殿（無線通信部）  
沖縄総合通信事務所長 殿（無線通信課）

総合通信基盤局  
電波部電波政策課長

国家戦略特別区域に係る特定実験試験局の取扱いについて（通達）

標記について、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第2条第1項に定める国家戦略特別区域（以下「特区」という。）において電波を活用した実証実験等を迅速に行いたいとするニーズに対応するため、特区に係る特定実験試験局の取扱いを、下記のとおり定めたので、よろしく取り計らわれたい。

記

1 区域計画への位置付けについて

特区に係る特定実験試験局の免許について、特区法第7条第1項に定める国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）が、あらかじめ、事業の名称、内容、実施区域等を区域計画（特区法第8条第1項に規定するものをいう。以下単に「区域計画」という。）に定め、内閣総理大臣の認定を受けたときは、下記2、3による特例措置を講ずるものとする。

2 特区における特定実験試験局の周波数等の選定について

内閣総理大臣の認定を受けた区域計画（以下「認定区域計画」という。）に定められた実施区域内においては、特区に係る特定実験試験局の周波数等の告示（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第7条第5号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示（以下「告示」という。）をいう。以下同じ。）は、区域会議が確認した告示の案に基づき行うものとする。

告示の案の作成は、特定実験試験局の周波数等に係る具体的な要望を踏まえ、区域会議の下に設置する総務省、関係地方公共団体及び特区内において無線システムの運用を希望する者で構成される特定実験試験局に係る調整のための会議（内閣府地方創生推進室が必要に応じて主催）において、関係地方公共団体から次の事項について書類等により確認を行い、要望に係る周波数等の使用により他の無線局に混信その他の妨害を与えないと認められる周波数等について行うものとする。

#### 確認事項

- (ア) 実証実験等に使用する周波数及び空中線電力
- (イ) 実証実験等を行う地域及び期間
- (ウ) 他の無線局に対する混信その他の妨害を防止するために必要な具体的措置

### 3 特定実験試験局の免許の処理について

認定区域計画に定められた実施区域内において特定実験試験局の開設の希望があった場合については、その開設を希望する者の要望に応じ、関係地方公共団体の調整の下、次の各事項について特別事前確認（無線局免許申請書や添付書類の事前の確認等の支援を行うことをいう。）を実施するものとし、当該確認が完了しているものにあつては、申請を受理した後速やかに処理を行い、原則、即日の免許を発給するものとする。

また、当該確認は、2に定める区域会議の確認を待つことなく実施することができるものとする。

#### 確認事項

- (ア) 電波法第六条第一項各号に定める記載事項（目的、開設を必要とする理由、通信の相手方、電波の型式等）
- (イ) 無線局免許手続規則第五条第四項各号に定める登録検査等事業者による確認
- (ウ) 申請内容が2で確認を行った各事項の範囲内であること。
- (エ) 特定実験試験局の運用が、他の無線局に対する混信その他の妨害を防止するために必要な措置を実施する者の責任の下に行われるものであること。